

<報道発表資料>

.....
カテゴリー: 県政一般

令和6年11月8日

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号	有限会社協栄クラフト
主たる営業所の所在地	埼玉県川口市大字東本郷 1814 番地の 4
許可番号	埼玉県知事許可（般－6）第 59184 号

2 処分内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止

- ・ 期 間
令和 6 年 11 月 25 日から同年 11 月 27 日までの 3 日間
- ・ 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業の全て

3 処分年月日

令和 6 年 11 月 8 日

4 処分の原因となった事実

有限会社協栄クラフトは、土木、とび・土工、鋼構造、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業で登録していた専任技術者が令和 2 年 12 月 31 日に退職したことで、建設業法第 7 条第 2 号の許可基準を満たさなくなり、許可要件を欠いた状態にありながら、とび・土工工事において、建設業法第 3 条第 1 項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていた。

このことは、同法第 3 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 3 項（同条第 2 項第 2 号該当）に該当する。

(参考：関係法令抜粋)

建設業法

(指示及び営業の停止)

第28条 (略)

2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 略